

児童生徒の自殺は学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、児童生徒の自殺予防に係る取組を実施していただくようお願いいたします。

3 初児生第 3 2 号  
令和 3 年 1 2 月 1 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長  
各指定都市教育委員会指導事務主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く各国立大学法人担当課長  
附属学校を置く各公立大学法人担当課長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第 12 条  
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長  
江 口 有 隣

#### 児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記については、これまで自自殺対策基本法（平成 1 8 年法律第 8 5 号）等に基づき、学校において、児童生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んでいただいているところです。

しかしながら、警察庁・厚生労働省の自殺統計によると、令和 2 年においては、自殺者全体の総数は前年から 9 1 2 人増加して 2 1, 0 8 1 人となるとともに、児童生徒の自殺者数は 4 9 9 人で、前年（3 9 9 人）と比較して大きく増加し、そのうち、女子中高生の自殺者数は 2 0 9 人で、前年（1 2 7 人）と比較して約 1. 7 倍となっています。さらに令和 3 年における児童生徒の自殺者数も、1 月から 1 0 月までの期間で 3 6 8 人と極めて憂慮すべき状況が続いております。

また、1 8 歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があります。そのため、これらの時期にかけて、学校として、児童生徒の自殺予防について組織体制を整え、取組を強化することは、児童生徒の尊い命を救うことにつながります。

このため、令和2年5月27日付けで「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」を各教育委員会等に対して発出したところですが、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施するようお願いします。

取組の実施に当たっては、昨今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための配慮が求められていることに御留意いただき、感染防止対策を徹底した上で、必要な措置を行っていただきますようお願いします。

また、内閣官房孤独・孤立対策担当室においては、子ども向けの孤独・孤立対策に関するホームページを公開しておりますので、こちらについても合わせて再周知いたします。所管の学校及び域内の教育委員会等に周知される際には、必要に応じて GIGA スクール構想で整備する1人1台端末等も活用しながら、児童生徒等に対しても周知されるようお願いいたします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

## 記

毎年、学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けの時期にかけて実施することが考えられる。

### (1) 学校における早期発見に向けた取組

各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めること。また、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察や健康相談の実施等により、児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題に適切に対応すること。

学校が把握した悩みや困難を抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校（学年）登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。特に、長期休業の終了前においては、当該児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。

加えて、自殺対策基本法第17条に定める「心の健康の保持に係る教育及び啓発」を

推進するため、「各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育」、「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」（「SOSの出し方に関する教育」）を含めた自殺予防教育、「心の健康の保持に係る教育」を実施するなどにより、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒が安心してSOSを出すことのできる環境の整備に努めること。

さらに、「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする電話相談窓口や、SNS等を活用した相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。なお、GIGAスクール構想で整備された1人1台端末を活用し、相談窓口の周知や、学校生活等についてのアンケートの実施、メッセージ・Web会議システムによる相談の実施に活かしたり、いじめ等についてのSOSを発信できるようにしたりするなど、1人1台端末を児童生徒の心身の状況の把握や教育相談に役立てることも考えられること。

(※) 「SOSの出し方に関する教育」については、「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」（平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）連名通知）を参照。

あわせて、自殺予防教育については、「子供に伝えたい自殺予防－学校における自殺予防教育導入の手引－」を参照。また、1人1台端末を活用した自殺等対策の取組事例については、別添8を参照。

## (2) 保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。その際、「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする相談窓口も保護者に対して周知しておくこと。なお、これらの各家庭における保護者による見守りについては、長期休業の開始前又は長期休業期間中における保護者会等の機会や学校（学級）通信を通じて、保護者に促すことが考えられること。

## (3) 学校内外における集中的な見守り活動

長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校における児童生徒への見守り活動を強化すること。また、学校外における見守り活動については、教育委員会等において、学校、警察等関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築し、取組を実施すること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効であること。

## (4) ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見すること

は、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察に連絡・相談するなどして当該書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。また、警察等関係機関においてネットパトロールが実施されている場合には、当該関係機関との積極的な連携に努めること。

#### 【添付資料】

- 別添 1 児童生徒の月別自殺者数〔推移〕（厚生労働省・警察庁）
- 別添 2 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）〔概要〕
- 別添 3 24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）
- 別添 4 児童生徒の主な相談窓口一覧
- 別添 5 SNS等を活用した相談事業
- 別添 5 1人1台端末を活用した自殺等対策の取組事例について
- 別添 6 児童生徒が抱える悩みや困難の早期発見等のためのツールの例について
- 別添 7 孤独・孤立対策ホームページの新設にかかる周知について（依頼）

#### 【参考資料】

- 「子供に伝えたい自殺予防ー学校における自殺予防教育導入の手引ー」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/063\\_5/gaiyou/1351873.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm)



- 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm)



- 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf)



○小学生用啓発教材「わたしの健康」、中学生用啓発教材「かけがえのない自分 かけがえのない健康」、高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1353636.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm)



**【担当】**

文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導企画係

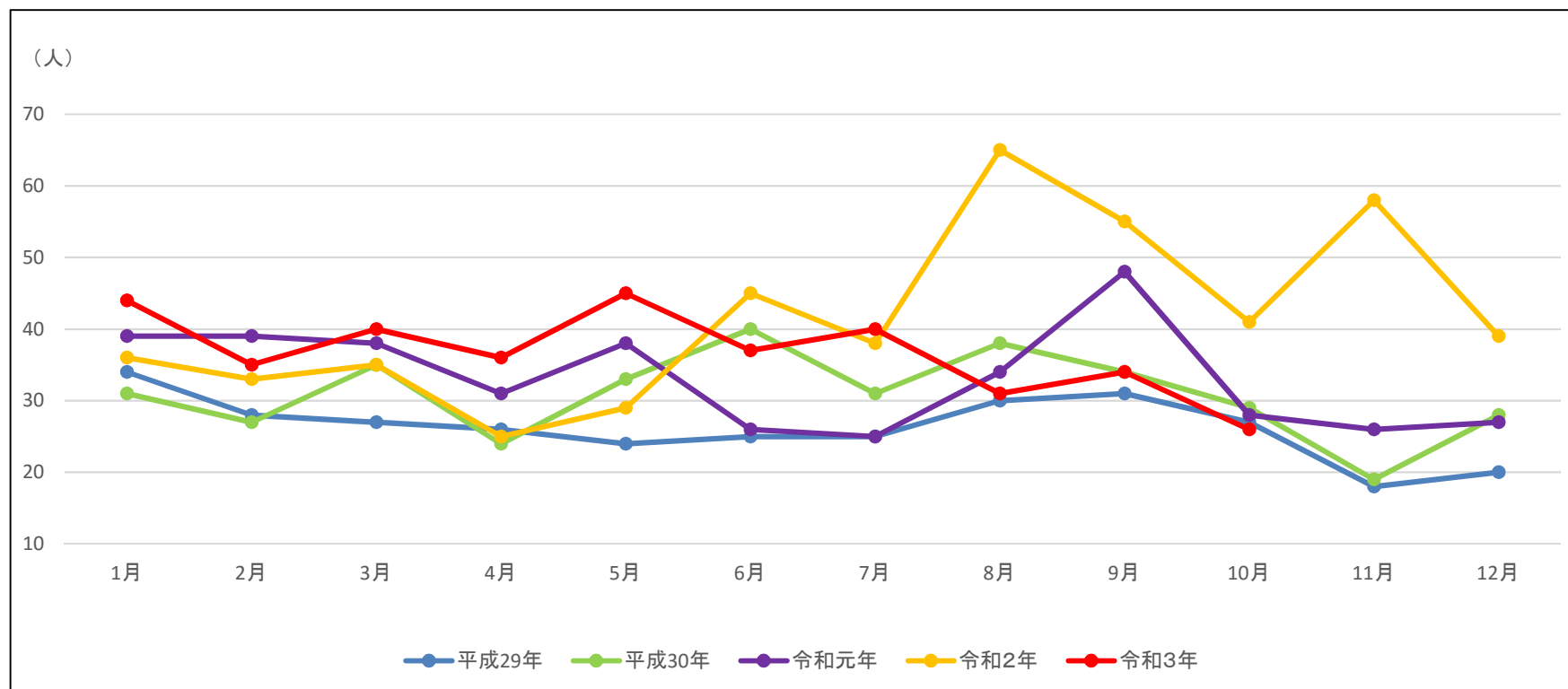
電 話 03（5253）4111（内線3298）

03（6734）3298（直通）

E-mail s-sidou@mext.go.jp

# 児童生徒の月別自殺者数[推移](厚生労働省・警察庁)①

別添1



(人)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成29年	34	28	27	26	24	25	25	30	31	27	18	20	315
平成30年	31	27	35	24	33	40	31	38	34	29	19	28	369
令和元年	39	39	38	31	38	26	25	34	48	28	26	27	399
令和2年	36	33	35	25	29	45	38	65	55	41	58	39	499
令和3年	44	35	40	36	45	37	40	31	34	26			368

(出典)厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に文部科学省において作成

# 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）

- 新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業では、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童生徒の心が不安定になることが見込まれる。
- 教育活動の再開等にあたり、感染防止対策を徹底した上で、児童生徒に対する生徒指導について留意いただきたい事項についてまとめ、各都道府県教育委員会等に周知。

## 【児童生徒の自殺予防について】

1 8歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向がある。特に、新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業においては、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童生徒の心が不安定になることが見込まれる。そのため、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、教育活動再開後の児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施すること。

### （1）学校における早期発見に向けた取組

自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、当該児童生徒の心身の状況の変化や違和感の有無に注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候（※）がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、直ちに校長等の管理職に相談・報告し、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして対応するとともに、教育相談員による観察や、保護者、医療機関等との連携を図りながら組織的に対応すること。また、各学校において、感染症対策の徹底に留意しつつ、アンケート調査、担任やスクールカウンセラーによる個人面談等の教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見・早期対応を組織的に行うこと。

※教師が知っておきたい子どもの自殺予防：

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm)

### （2）保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。また、保護者が把握した児童生徒の悩みや変化、違和感については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口の周知すること。その際、「24時間子供SOSダイヤル」やSNS相談窓口をはじめとする各種相談窓口も周知すること。

### （3）ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、教育委員会等が実施するネットパトロールについて、教育活動の再開の前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどして集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察へ連絡・相談するなどして書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。

誰	話	今
か	し	、
が	た	
い	い	
る		

Nogizaka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいいたら、  
いつでも話を聞きましょう

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう  
☎ 0120-0-78310

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら

☎ 189番

(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番

☎ 0120-007-110

(通話料無料、法務局職員または  
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に  
よる少年相談窓口

(右のQRコードから近くの  
窓口を調べられます)





# 児童生徒の主な相談窓口一覧

別添4

相談窓口名称	所管等	電話番号	受付	概要
24時間子供SOS ダイヤル	文部科学省	(なやみいおう) 0120-0-78310	24時間 年中無休	子供たちが24時間いじめ等の悩みを相談できる、全国統一ダイヤル。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等の人権問題について、子供や周囲の大人が法務局職員・人権擁護委員に相談できる電話窓口。
いのちの電話	一般社団法人 日本いのちの電話連盟	0570-783-556	毎日10:00～22:00	相談員に電話・メールで悩みを相談できる窓口。
		0120-783-556	毎日16:00～21:00 毎月10日8時～翌日8時	
チャイルドライン	NPO法人 チャイルドライン支援センター	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 (12/29～1/3除く)	18歳までの子供が電話・チャットで悩みを相談できる窓口。
よりそいホットライン	一般社団法人 社会的包摂サポートセンター	0120-279-338	24時間	相談員に電話・SNS等で悩みを相談できる窓口。
都道府県警察の 少年相談窓口	各都道府県警察	都道府県ごと ( <a href="https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html">https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html</a> )	都道府県ごと	いじめ・犯罪等の被害に悩む子供やその家族が警察に相談できる窓口。
児童相談所虐待 対応ダイヤル「189」	厚生労働省	189 (いちはやく)	24時間 年中無休	虐待の疑いがある時などに、児童相談所に通告・相談できる全国統一ダイヤル。

# SNS等を活用した相談事業

別添5

令和4年度要求・要望額  
(前年度予算額)

61億円の内数  
53億円の内数)



文部科学省

## <背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっている。

(参考)

コミュニケーション系メディアの平均利用時間 (令和3年度版情報通信白書 (総務省))  
[平日1日] (令和2年度)  
10代: 携帯電話 6.7分、固定通話 0.0分、ネット通話 8.8分、ソーシャルメディア 72.3分、メール利用 18.4分

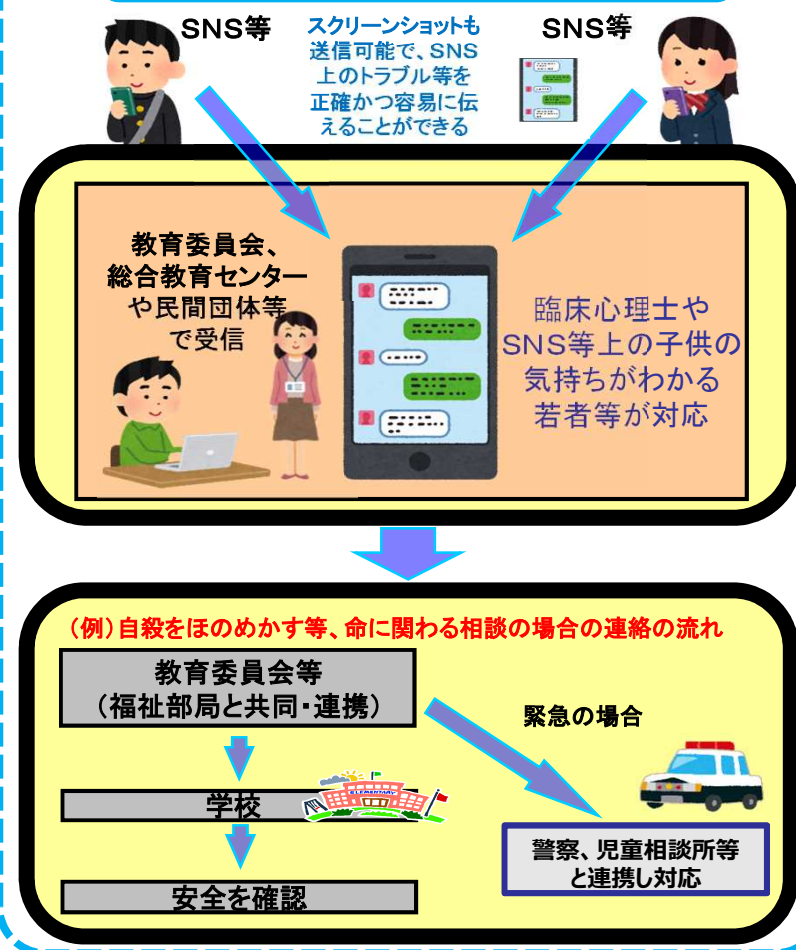
## <事業概要>

### SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援 (補助事業)

#### (事業内容)

SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。令和3年度より、支援の対象を全ての都道府県・指定都市に拡大。

## 【イメージ】SNS等を活用した相談



対象校種

小学校・中学校・高等学校等

実施主体委託先

都道府県・指定都市

対象経費

報酬、期末手当等

補助割合

国: 1 / 3 都道府県・指定都市: 2 / 3

## ◆ 相談窓口の表示（福岡市教育委員会）

- 1人1台端末のホーム画面にアイコンを表示し、アイコンをクリックまたはタップすると、市教育委員会のSNS相談窓口のQRコードや、電話相談窓口（24時間子供SOSダイヤル、チャイルドライン、子どもの人権110番等）の電話番号が表示されるようにしている。



## ◆ 学校生活等アンケートの実施（福島県新地町教育委員会）

- 1人1台端末を活用して、いじめ・不登校に関するものを含む学校生活等についてのアンケートを実施し、校務支援システムから得られる保健室の利用状況や出欠等の情報とあわせて、児童生徒の心身の状況の把握や支援に役立てている。



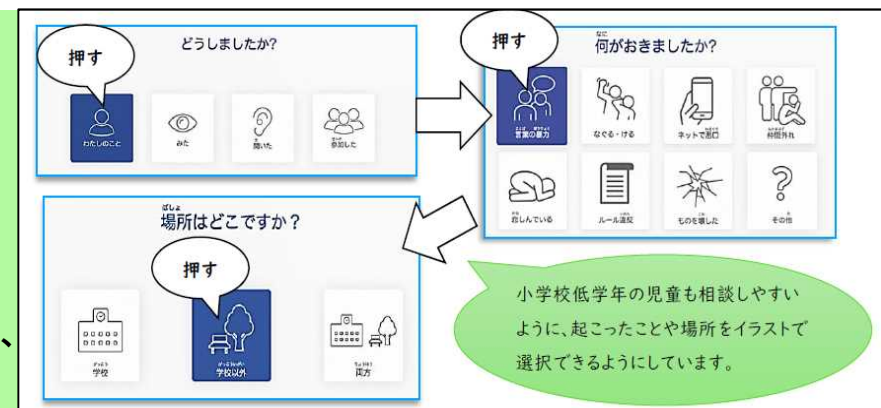
## ◆ メッセージ・Web会議システムによる相談（熊本市教育委員会）

- 1人1台端末に標準装備されているアプリ(ロイロノート)のメッセージ機能を利用して、児童生徒が担任等の教員に相談できるようにしている事例や、Web会議システム(Zoom)を活用し、1人1台端末を通じて、担任等の教員やスクールカウンセラーによるオンラインカウンセリングを行っている事例もある。



## ◆ SOSの発信（大阪府吹田市教育委員会）

- いじめ防止相談ツール「マモレポ」を活用し、低学年でも児童生徒が学校や市教育委員会に対して、1人1台端末からSOS(いじめ等で困っていること)を発信できるようにしている。
- 学校や市教育委員会は、相談内容に応じて対応を検討し、児童生徒とのやりとりや見守り等を実施。



- 児童生徒の自殺予防等のためには、学校現場において自殺等に繋がり得る様々な困難（いじめや不登校等生徒指導上の諸課題との関連も指摘される背景や要因といった困難）を総合的かつ的確に察知することが重要である。
- 学校生活の中で児童生徒のおかれた状況を丁寧に把握し、適切な支援につなぐ手法の例として、以下のようなツールがあるため、学校現場の状況に合わせ、児童生徒の様々な困難の早期発見等のための手法の一つとして参考とされたい。

**スクリーニングの効果**

**スクリーニング活用ガイド**

**スクリーニングとは**

**スクリーニングの進め方**

## 「スクリーニング活用ガイド」

児童虐待、いじめ、貧困の問題など表面化しにくい問題の早期発見、早期対応のため、習慣的に行うことで、教員にとっては児童生徒理解が深まり、抱え込みの解消、チーム力の向上につながる「スクリーニング」の活用ガイド。

※「スクリーニング活用ガイド」ホームページ(文部科学省):

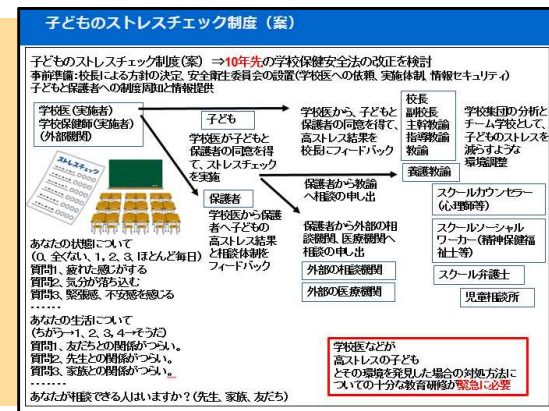
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm)

## 「子どものストレスチェック」

メンタル不調の未然防止の一次予防の強化を目的とし、子どものストレス(心理的負担)の程度を把握する制度。各学校の集団ごとに集計、分析、フィードバックを行い、学校の環境を改善する。本人および保護者の申し出により医師(養護教諭、スクールカウンセラー)による面接指導につなげる。

※「子どものストレスチェック」ホームページ:

<https://www.m.chiba-u.ac.jp/class/rccmd/StressCheck/>



## 「RAMPS」

自殺リスクや精神不調の見逃ごしを防ぎ、保護者や医療機関への説明など、その後の必要な支援に役立てることを目的に開発された心身状態評価と支援促進システム。

※「RAMPS」ホームページ: <https://ramps.co.jp/>

事務連絡  
令和3年8月17日

文部科学省

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
初等中等教育局児童生徒課

御中

内閣官房孤独・孤立対策担当室

孤独・孤立対策ホームページの新設にかかる周知について（依頼）

日頃より、孤独・孤立対策にご尽力いただき感謝申し上げます。

このたび、内閣官房孤独・孤立対策担当室において、子ども向けの孤独・孤立対策に関するホームページを新設いたしました。ホームページのアドレスは次のとおりです。

<https://notalone-cas.go.jp/under18/>

今般、当該ホームページを新設した趣旨としては、社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、さらに人との接触機会が減り、それが長期化することで、孤独・孤立に悩んでいる方が増えていることが懸念されております。こうした状況は、大人だけではなく子どもにとっても非常に大きな問題となると懸念されます。

とりわけ、令和2年の児童生徒の自殺者数は499人と前年と比較して大きく増加しており、特に、女子中高生の自殺者数が増加しております。また、18歳以下の自殺は長期休業明けの時期に増加する傾向があります。

こうしたことを踏まえ、長期休業明けにあたるこの時期に、子ども向けのホームページを先行して公開することといたしました。ホームページの内容は、今後さらに改善を加え、充実したものとしていきます。また、坂本大臣からのメッセージを添付しました（別添1）ので、ぜひご覧ください。

つきましては、孤独・孤立に悩む子どもが必要な相談先等を探せるよう、関係諸団体への周知を行うとともに、一人一台端末において当該サイトをブックマークに登録する（別添2）など、悩みを抱える子どもたちが活用できるようご配慮いただくこと等について、各教育委員会等に対して周知いただきますようよろしくお願いいたします。

本件連絡先 内閣官房孤独・孤立対策担当室

八百屋、小林（克）、中村、<sup>うつぎさわ</sup>槍澤

電話 03-5253-2111 (82837, 82835, 82841, 82843)

e-mail [kodoku.koritsu.taisaku.k7x@cas.go.jp](mailto:kodoku.koritsu.taisaku.k7x@cas.go.jp)

## 別添 1

さかもとだいじん ぜんこく  
坂本 大臣 から 全国 の子どもたちへのメッセージ

こどく こりつたいさくたんとうだいじん さかもとてつ し  
孤独・孤立 対策 担当 大臣 の坂本 哲志 です。

しんがた  
新型 コロナが広がる中、これまでのように生活ができず、落ちつ  
かない気分になったり、不安ふあんに思うことも多いのではないのでしょうか。

人に言えないなやみごとは、きっとだれにでもあります。つらいな、し  
んどい、だれも助たすけてくれないと、悲かなしい気持ちになることもあるかも  
しれません。

それでも、みなさんを支えてくれる人はきっといます。まずは、近くの  
大人や友だちに話をしてみましょう。でも、話にくいということがあ  
るかもしれません。その時には、このウェブサイトしょうかいで紹介している相談先そうたんさき  
の方に話をしてみてください。みなさんのなやみごとを聞きたいと待ま  
っている人がたくさんいます。

わたし だいじん しごと ふあん  
私も大臣という仕事しごとをするにあたり、不安ふあんになったりします。そ  
うした時は、誰だれでもいいから相談そうたんしたり、打ち明けるようにしていま  
す。

みな だれ  
皆さんも、ひとりでかかえこまないで、まず誰だれかに話をしてみてくだ  
さい。私からみなさんへのお願ねがいです。

孤独・孤立対策担当大臣 坂本 哲志

## ブックマークアイコンのしかた

タブレットでよく使用されている機種ブラウザにおける、ホームページのブックマークアイコンの付け方を示しています。学校の先生や保護者の方にお聞きしながら行ってみてください。

### iOS(iPad,iphone)で Safari からブックマークアイコンを付ける場合

①画面下の  をタッチする



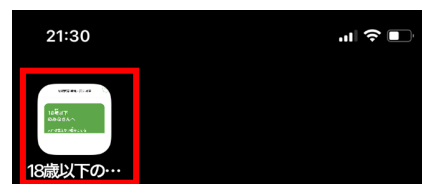
②下記のメニューから [ホーム画面に追加] をタッチする




③下記の画面が表示されたら、[追加] をタッチする



④画面アイコンのにショートカットが作成されます



# AndroidでGoogle Chromeからブックマークアイコンを付ける場合

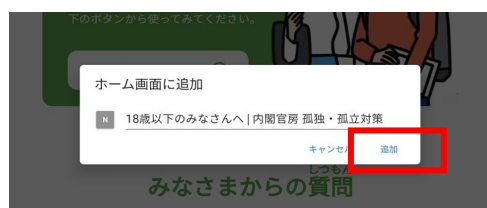
①  をタッチする



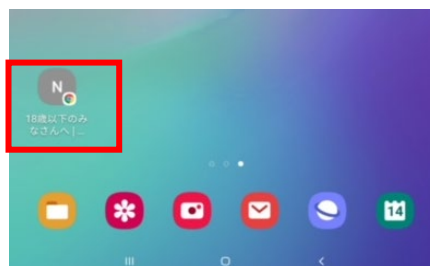
②メニューの[ホーム画面に追加]をタッチする



③下記の画面が表示されたら、[追加]にタッチする



④画面にアイコンが作成されます

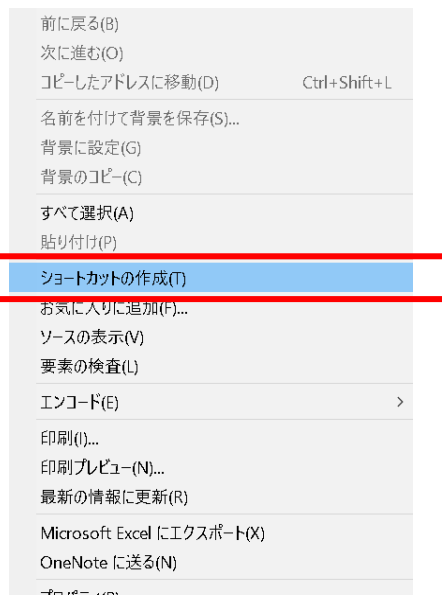




## Windows10 で IE からブックマークアイコンを付ける場合

① ホームページに (カーソル)を  
あわせて、右クリックをする

② 下記のメニューから [ショート  
カットの作成] をクリックする



③ 下記のメッセージが表示されたら、  
[はい] をクリックする

④ 画面にアイコンが作成されます

